

振動特定施設(茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第9の2)

番号	施設等
1	金属加工機械 (1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。) (3) 鍛造機 (4) 動力切断機
2	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	建設用資材製造機械 コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き, 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
4	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
5	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
6	建設又は建築の現場工場に用いるもの(同一の場所において引き続き30日以上作業する場合に限る。) (1) くい打機(動力を用いるものに限る。) (2) さく岩機